

有識者ヒアリングで表明された意見について（ヒアリング対象者別）

		平川祐弘 (東京大学名誉教授)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	万世一系の世襲の天皇は、神道の文化的伝統の中心的継承者であり、それゆえに権力はないが権威が保たれてきた。 占領下につくられた憲法に万世一系の字がないからといって、昨今の法学者は解説せず、官僚は言及せず、新聞もあまり報じないが、天皇が日本の象徴であるのは、天皇家が日本国民の永生の象徴でもあるからで、一系の天子が代々続くことは、代々民族の命が続くことの象徴でもあるからである。人は死んでもこの民族は続くと感じられるからこそ、有り難く尊い。また、それだからこそ皇統の維持が大切なのだと皆様お感じでいらっしゃる。皇室が国民統合の象徴であるとは、生きている日本人だけの統合ではなく、死んだ祖先を含んだ上での統合ではないか。 天皇家は続くことと祈るという聖なる役割に意味があるので、それ以上のいろいろな世俗のことを天皇の義務としての役割とお考えになれるのはいかがなものか。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	天皇家は続くことと祈るという聖なる役割に意味があるので、それ以上のいろいろな世俗のことを天皇の義務としての役割とお考えになれるのはいかがなものか。代々続く天皇には、優れた方もそうでない方も出られるだろう。健康に問題のある方も皇位につかれることもあるだろう。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	一部の学者先生が説かれるような行動者としての天皇とか象徴天皇の能動性ということも大切かもしれないが、私はその考え方にさかしらを感じる。 出歩くことの難しくなられた陛下が在位のままゆったりとお暮らしいただき、お住まいの中で「とこしへに民やすかれと」とお祈りしていただく方が有り難い。陛下と国民の相互の信頼と敬愛は変わらない。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	退位せずとも高齢化の問題への対処は摂政でできるはずで、もしご高齢を天皇の責務免除の条件として認めるのであれば、それで問題はすむ。皇室典範の摂政設置要件「天皇が精神、身体の重患、重大な事故により」の中に「高齢により国事行為ができない場合」を加えるか、あるいは解釈を拡大、緩和して摂政を置かれるのがよくはないか。 そもそも今の陛下がさらにご高齢になられ、新たに特別立法その他で譲位を認め上皇となられる場合も、摂政宮を置かれる場合と、はたしてその二つから生まれる結果に違いはあるのか。上皇とその周辺と新天皇とその周辺との関係が摂政設置の場合の人間関係より良く行くかといえはその保証はない。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	「天皇陛下ご苦労さま」という気持ちは国民多数である。世間は天皇様のお年とお仕事に同情したが、では、その先、どうなるのか。そもそも退位はあり得るのか。法律的に許されるのか。詳しいことはよく突き詰めて考えていないのが実情ではないか。だから、あの放送直後の大衆感情や世論の数字を天皇のご退位に直結してよいか。譲位しても、お仕事は減るが、さほど自由になれるものではない。元天皇であった方には、その権威と格式が伴う。そのために皇室が二派に割れるとか勢力争いが起きやすくなる。今回のご発言の結果、もし超法規に近い「今の陛下に限り」などという措置が講ぜられるならば、悪しき前例となる。そのために125代続いた皇統が内から崩れるようなことになれば、皇室を護持してきた国民のいままでの努力は烏有に帰するかと不安である。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	天皇様が上皇になられて自由に外国旅行をなさるとか、外国人記者や外交官やお友達がいろいろ聞きに行くとかして問題発言が生じる可能性はいくらでもある。 1

古川隆久
(日本大学教授)

		古川隆久 (日本大学教授)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	象徴としての天皇の役割とは、日本国の国家としてのまとまりと長い歴史を国民主権という日本国憲法の原則を踏まえつつ、目に見える形で示すことである。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	公務のうち、国事行為は憲法で規定された天皇の職務なので維持されるべきだ。それ以外の公的行為は義務ではないので、天皇の年齢や健康状態により、減らしたり、取りやめたり、ほかの皇族が代行することが可能。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	<p>国事行為については、国事行為の臨時代行に関する法律を活用して適宜負担軽減を図り、医学的に継続的な国事行為の遂行が困難と認められる状態になった場合は、摂政を設ければよいのではないかと。それ以外の公的行為については、適宜ほかの皇族の方が代行すればよいのではないかと。</p> <p>なお、国事行為以外の公的行為の質や量については、皇位継承の安定性を考えると、個々の天皇のお人柄とか健康状態に応じて範囲が定められるべきであって、その判断は現状どおり、最終的には内閣の助言と承認によるべきである。そのことは今回、いわゆる生前退位を認めるか否かにかかわらず明確にしておくべきである。その具体案については、試案 1 と 2 を御参照いただきたい。</p> <p>試案 1 国事行為を除く天皇等の公的行為等に関する法律（または閣議決定）の要綱 ①憲法第 3 条の規定を準用し、国事行為を除く天皇の公的行為は内閣の助言と承認のもとで行なわれる。 ②国事行為を除く天皇の公的行為は、個々の天皇の人柄や健康状態によってその範囲が定められる。 ③皇族の公的行為についても前条（前項）の規定を準用する。</p> <p>試案 2 天皇の公務負担に関する閣議決定の要綱 ①天皇の公務は週 40 時間以内とする。ただし、天皇の年齢や健康状態によっては、内閣の助言と承認により、さらに短縮することができる。 ②緊急性の高い国事行為に限り、内閣の助言と承認により、月 5 時間以内、年間 60 時間以内まで、公務時間の超過が認められる。ただし、天皇の年齢や健康状態によっては、内閣の助言と承認により、さらに短縮することができる。 ③他の皇族の公務についても、これに準じる。</p>
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	皇室典範の条文にある趣旨から、高齢という理由だけで設置するのは難しいのではないかと。しかし、医学的に国事行為の遂行が困難と判断されるような状態になった場合には設置できるのではないかと。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	国事行為については、国事行為の臨時代行に関する法律を活用して適宜負担軽減を図り、医学的に継続的な国事行為の遂行が困難と認められる状態になった場合は、摂政を設ければよいのではないかと。それ以外の公的行為については、適宜ほかの皇族の方が代行すればよいのではないかと。当面の天皇の負担軽減策として、時期あるいは項目を限って活用することなどが可能ではないかと。

問 6	<p>天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。</p>	<p>いわゆる生前退位は、皇位継承の安定性確保のためには避けたほうがよい。しかし、皇位継承の安定性が多少とも損なわれる可能性を承知の上で、国民の意志として、天皇の意向である生前退位を認めるのであれば、それを否定すべき理由はない。ただし、その場合は、有識者会議が国民に必要な情報提供を行った上での世論の動向が判断の根拠となるべきだ。</p> <p>現行制度は、お亡くなりになったら次の第1位の方が継ぐということで、皇位継承に関する不安定要因が全くない。または現行制度でも天皇の公務負担の軽減というのは可能である。だから、現行制度を続けるのが象徴天皇制の安定的継続には最も適している。</p>
問 7	<p>退位を認める場合、恒久制度とすべきか、一代限りの退位とすべきか。</p>	<p>特措法に関しては、特に急ぐことを理由にしてしまうと、ほかの選択肢もあるのにこれを選ぶということになると、陛下の意向との関係で憲法に抵触する可能性があるのではないかと。前例となることはどちらにしろ同じであるということと典範の改正が上策であろうと考え、試案3を示す。</p> <p>試案3 皇室典範改正案 第二条 改正せず（皇位継承順位に入れない） ※第四条のあとに以下の条文を挿入する（第五条～第七条） 第五条 天皇は、第六条の規定にもとづき、皇室会議の議により、第二条に定めた順序に従って譲位することができる。 第六条 以下の要件をすべて満たした場合、内閣総理大臣は皇室会議に天皇の譲位を発議することができる。 一 高齢のみが理由であることを証明できること。 二 年齢が満七十歳を越えていること。 三 天皇自身が発意したことを証明できること。 四 元天皇および元皇后の称号を持つ皇族がいないこと。 第七条 譲位した天皇は前天皇となり、皇后は前皇后となる。 さらに次代の天皇が譲位した場合、前天皇は元天皇となり、前皇后は元皇后となる。 第八条（現第五条、語句の削除と追加） 皇后 元天皇、元皇后、前天皇、前皇后、親王〔中略〕を皇族とする。（皇太后、太皇太后は削除） 第二十条（現第十七条） 摂政就任順位から「四 皇太后 五 太皇太后」削除（六を四に繰上げ）（摂政に就任しない） 第三十一条（現第二十八条、皇室会議議員の規定に第四項を追加） ただし、前天皇、前皇后、元天皇、元皇后は議員になることができない。 第三十八条（現第三十五条、語句追加） 皇室会議の議事は、第三条、第六条、〔中略〕の場合には、出席した議員の三分の二以上の多数でこれを決し、〔中略〕。</p>
問 8	<p>退位後の天皇の立場及び行為のあり方についてどう考えるか。</p>	<p>退位後の御処遇については、憲法の規定に鑑み、国民統合の象徴が退位した方のほうに実質的に移ることがないように方策を講じるべきだ。その具体案については、試案3、4に示している。</p> <p>この私の案であれば、あくまでも高齢による引退であるべきだということで、もう完全に引退していただくというのが事実上そういう形になるというのがよい。これは名称に関しても上皇ではなくて前天皇、元天皇というのを使っている。</p> <p>試案4 前天皇、前皇后、元天皇、元皇后の公的行為等に関する法律（または閣議決定）の要綱 ①前天皇、前皇后、元天皇、元皇后は、公的行為は行なわない。ただし、皇族全員あるいは成年皇族全員が参加することが慣例となっている儀式や行事には参加してもよい。 ②前天皇、前皇后、元天皇、元皇后は、名誉職等の役職には就任しない。</p>

		保阪正康 (ノンフィクション作家)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	それぞれの天皇は国事行為の法的、政治的に決まっている枠組みというのは踏襲しつつ、ある範囲においては、その公務と称するものは天皇によって違うということは十分あり得るし、あって当然だし、また、なければおかしい。 法的、政治的に決まっている国事行為の確認と、さらに天皇独自に行う公的な行為の中のその行為については、国民と天皇との間の回路や了解事項をつくっていく必要があるというように思う。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	近代日本の摂政設置について、法的、あるいは政治的な形で見のではなく、現実に行われたケースをもとに具体的に確かめていきたい。そこには次のような特徴があった。 (イ) 大正天皇の病いを国民に伝えたときの発表文の非礼 (ロ) 皇太子 (のちの昭和天皇) の複雑なご心境 (ハ) 摂政の性格の曖昧さ (ニ) 摂政の国事行為の不透明さ (ホ) その他 (国民の反応など) こうした現実を検討していくと、そこにはきわめて微妙な問題がある。さらに大正 10 年 11 月から大正 15 年 12 月 25 日の大正天皇崩御までの 5 年間は、「天皇という存在の二重性」が明らかになり、実際にこの間は、天皇の存在が曖昧な形になっている (むろん現在とは体制が違うので単純な比較はできないが、統帥権は実質的に不透明であった)。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	昭和天皇におかれては昭和 63 年のある時期からは、御政務がとれないために、政務代行を置くという形になっている。今上天皇はそのようなおふたりの状態を、人道的視点で納得することはできない旨を今回のメッセージに託されたように思う。
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	人間的な側面、あるいは人道的側面とっていいのか、そういった側面を考えたい。基本的に何らかの条件の下で生前退位というのが容認されるべきだ。それは、私たちは市民的自由を享受しているにもかかわらず、天皇におかれてはそういった自由が一切ない。もちろん、天皇の発言が全て決定事項になる必要はないけれども、天皇の発言が少なくとも皇統を守るという自らの存在と歴史的な位置づけの中でも発言ができないというのは、やはり何かそこに大きな錯誤があるのではないか。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	今回は皇位継承については触れないということだが、それはそれとして皇位継承、摂政の問題は特に何らかの形を変えていく必要がある。それは皇室法という名において法的な場でもっと誠心誠意深く吟味して議論する必要がある。しかし、それが今日、明日の問題で解決するとは思えない以上、特例法やむなしというように思うが、特例法は皇室典範改正を前提とした特例法のつくり方と、特例法のみでつくる法律とは本質的な意味が違う。皇室典範の改正を前提としつつ、特例法を条文化する、新たな法律としてつくり上げていくというようなことが必要。 皇室典範改正をめどとした皇室法の中でどうしようにするかというのは、退位ということがいきなり生前退位を容認するとかというのではなくて、例えば 80 歳、85 歳、いろいろな年齢で切って、そのときそのときに天皇ご自身の意思と国民の特に政府を中心とする政治の第三者機関との間の調整というのを行っていく必要がある。
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	

		大原康男 (國學院大學名譽教授)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	平成という一つの元号の下で時代を陛下とともに歩んできたという国民の一体感が国の安定と調和を保ってきた。すなわち、同じ天皇陛下がいつまでもいらっしゃるという御存在の継続そのものが国民統合の要となっているのではないかと。御公務をなされることだけが象徴を担保するものではないとあえて思量する次第である。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	「宮中祭祀」は久しく天皇の「私的行為」とされてきたが、「国民統合」の精神的基盤をなす「公的行為」の一つと考えられる（昭和52年に言い渡された「津地鎮祭訴訟」最高裁判決の示す「目的効果基準」の法理を活用すれば、憲法上の問題は克服できよう）。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	（ご公務の軽減については）昭和天皇の最晩年にも実施されてきた（皇太子＝今上天皇ははじめ各皇族方による分担）にならって、まず量的な軽減をはかるとともに、方式も随時改める。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	生前退位の制度を導入するのではなく、皇室典範第16条を「精神若しくは身体の重患ないし重大な事故又は高齢により、国事に関する行為をみずからできないときは、摂政を置く」と改正することを私は提案申し上げたい。つまり、摂政を置くことによって、いわば御存在ということから来る天皇の象徴としてのありようを支えることになるのではないかと。このことは、生い立ちは違っても、同じように明治になって採用された一世一元の制、つまり、天皇御一代の間に元号を変えないということとも適合する。だから、昭和という、あるいは平成という元号は時間的な観点から見ると国民統合に役立っているだろうと考えるからである。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	「国事行為の臨時代行に関する法律」の第 2 条で、「天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故」というところに「高齢」という文言を入れるのであれば、それは一つの立法策だと思う。そのときは国事行為の「臨時」という文言を削除し、「国事行為の代行に関する法律」というようにして、「高齢」を追加する。
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	憲法制定議会で最終的に退位を認めなかったことをそのまま政府は継承した。要するに退位は否定する。その理由として次の三つを挙げる。まず歴史上いろいろな弊害があった。上皇・法皇の存在。二つ目は、必ずしも天皇の自由意思に基づかない退位の強制があり得る。3番目は、恣意的な退位は現在の象徴天皇、つまり、国民の総意に基づいて天皇の地位が法的に基礎づけられている、そういう象徴天皇にそぐわない。これが政府の答弁として一貫してきている。この点の認識は最も重要である。 もう一つつけ加えるのは、高尾亮一さんの見解である。高尾さんによれば、論理的に退位を認めるならば相対的に不就位の自由も認めなければ首尾一貫しないが、当時の皇室典範の審議の中で不就位の自由を主張した者は一人もいない。その上で高尾さんは、血統による地位の継承において不就位の自由を肯定したならば、その確認のために空位あるいは不安定な摂位という事態が生じ、そもそも天皇制度の基礎を根底から揺り動かされることになると言っている。戦後における退位に関する憲法制定議会での論議、それ以降の政府の答弁、そして、立法の責任の一端を担った高尾亮一さんの考え方に、私は十分な理由があると思う。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	

		所功 (京都産業大学名誉教授)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	象徴天皇とは、日本国を代表する元首の立場にあり、日本国民の統合を象徴する役割を担う存在だ、と解釈してよい。象徴天皇の役割は、憲法でその地位を基礎づけている日本国民の総意に応えられるよう、国家と国民統合のため、自ら可能な限り積極的に「お務め」を果たされることだ。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	確かに昭和の御代と比べれば、平成に入ってから「公的行為」が著しく増えていると見られる。 したがって、次の御代を迎えるまでに、宮内庁で「公的行為」に関する昭和と平成の実例を総点検され、新しい基準を設けてからスタートしてほしい。また、「国事行為」は憲法上の公的権威者として、さらに「祭祀行為」も皇室の伝統継承者として、ともに重要な役割であり、新天皇も基本的に引き継がなければならない。ただ、それらの具体的な実行の仕方には、新しい工夫もなされたらよい。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	今上陛下は強い御使命感から、御公務の全面委任も漸次縮小も無理だと仰せられるが、次の御代からは、その実行方法を工夫することによって、相当に軽減することも可能。特に「公的行為」は新しい基準を設定して、例えば恒例の三大行幸や国家的・国際的な儀式・行事等へのお出まし以外は、ほかの成年皇族が可能な限り分担することを検討されたらよい。ただ、その場合でも、現に皇位を担っておられる天皇陛下の御意向を尊重しながら進められることが、何より肝要。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	今上陛下は、「国事行為」も「公的行為」も「祭祀行為」も全て可能な限り公平に自ら全身全霊で実行してこられたが、その負担を軽くしてほしいなどということは、一言もおっしゃってない。 とはいえ、将来のために、予測しがたい事態が発生するかもしれないことも想定すると、今上陛下のように御長寿を保たれ御公務に精励されることが、いつも可能だとは限らない。現行の「摂政」制度は必要であり、また「国事行為の臨時代行」制度も有効。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	今上陛下が高齢による譲位を決心され希望しておられることは明白であること、また、それが現実的に必要であり、しかも有効だと判断されることから、「高齢譲位」を積極的に支持する。 約 20 年後、103 歳で依然終身在位ならば、皇嗣の皇太子殿下は 76 歳になれるが、後継の秋篠宮殿下は 71 歳でも依然宮家皇族の一員にすぎない。これでは、現行憲法に定められる「象徴世襲天皇制度」は順調に維持することが難しくなる。 天皇は世襲の身分と象徴の役割を代々継承される至高の存在であるから、「国事行為」も「公的行為」も「祭祀行為」も自ら担当できる体力・気力・能力を有する皇嗣、つまり皇位の継承者が確実におられなければ、安定的に続くはずがない。 一般的な「生前退位」であれば、かつてあったような弊害も心配される。しかしながら、陛下が提示しておられるのは、御自身の高齢化を理由とする個別的な「高齢譲位」であるから、余計なことを心配する必要がない。むしろ、それによって天皇の地位と象徴の役割を次の世代に譲り渡し、代々継承していける可能性を開くことができる。

問 7	<p>天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。</p>	<p>70年前には「予想すべからざる事由」として、超高齢化という状況で「退位が必要とされる事態」に直面したことを、陛下御自身が告白されているのであるから、このような場合には、「単行の特別法を制定すればよい」ということになる。</p> <p>それゆえ、当面は今上陛下の「高齢譲位」を可能とする特別法を迅速に成立させるほかない。ただ、将来的には、皇室典範を改正して、従来どおりの終身在位の道と今回のように正当な理由の明白な譲位の道とを可能にするため、次のように条文を改めたらよいのではないか。</p> <p>「皇室典範」第4条の本文を修正する案「天皇が崩じたとき、又は皇室会議の議により退いたとき、皇嗣が直ちに即位する」（第3条で皇嗣の変更も「皇室会議の議により」とされている）</p>
問 8	<p>天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。</p>	<p>古来の例では、譲位に際して儀式が行われている。それを踏まえ、今後の形を考えると、まず、その段階でお元気な天皇陛下から譲位の「おことば」を述べられる。ついで、皇位の継承に不可欠な剣璽、宝剣と神璽を、皇嗣の皇太子殿下に直接お渡しになる。さらに、それで踐祚されたことになる新天皇から前天皇に尊号を奉られる、という三つの要素を実行されることになる。同時に政府が新しい元号を制定し、公表する。</p> <p>譲位後の称号については、7世紀の終わりごろ、文武天皇に皇位を譲られた祖母の持統女帝が、初めて「太上天皇」と称され、それが701年の大宝律令に明文化されている。したがって、今後も正式には太上天皇、ないし通称の「上皇」とされるだろう。</p> <p>また、皇后陛下は現行典範により「皇太后」と称されることになる。その皇太后の敬称は「陛下」であるから、上皇の敬称も「陛下」以外にはありえない。</p> <p>その身分と序列は、即位される新天皇が最上位であるから、内廷皇族、天皇の御家族であるが、もちろん高齢ゆえに譲位されるのであるから、再び皇位を継承したり摂政に就任する資格はあり得ない。また、宮中の行事、例えば新年の歌会始や講書始などに出られる序列は、天皇・皇后、その次に上皇・皇太后という並び方になる。</p> <p>次いで、譲位後の御所は新天皇の両親であられる内廷皇族の上皇・皇太后が生活されるにふさわしいお住まいでなければならない。江戸時代までは、天皇の内裏近くに上皇用の「仙洞御所」が用意されていた。ただ、今上陛下は既に4年前、御自身の喪礼について、なるべく国民に負担をかけないように、可能な限り簡素化することを要望された。したがって、譲位後の御所についても、費用の節約を求められるかと思われるが、この点は、外国王室における前国王・前女王のお住まいなども参考にしながら、遜色のないものにしていただきたい。</p> <p>それは譲位後の御活動とも関係することである。今上陛下は、高齢ゆえに象徴天皇としての役割を全て皇太子殿下に譲渡されるのだから、新天皇のお務めに直接関与されるはずがない。おそらく公的行為の一部に臨席されるかもしれないが、「私的行為」が中心。</p> <p>例えばハゼなどの御研究は、国際的にも高く評価されている。また、御趣味のチェロなども芸術文化の奨励に貢献しておられる。したがって、このようなことが上皇御所でも十分おできになるようにする必要がある。さらに、御在位中は自由になさることが難しかった私的な御旅行や御所への御招待なども、可能な限り実行されて、皇后陛下とともに、心安らかな余生を送っていただきたい。</p>

		渡部昇一 (上智大学名誉教授)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	天皇のお仕事というのは、昔から第一のお仕事は国のため、国民のためにお祈りされることである。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	天皇のお仕事というのは、昔から第一のお仕事は国のため、国民のためにお祈りされることである。 外へ出ようが出まいがそれは一向構わないことであるということ を、あまりにも熱心に国民の前で姿を見せようとなさってらっしゃる天皇陛下の有り難い御厚意を、そうまでなさらなくても天皇陛下としての任務を怠ることにはならないと申し上げる方がいらっしゃるべきだった。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	外へ出ようが出まいがそれは一向構わないことであるということ を、あまりにも熱心に国民の前で姿を見せようとなさってらっしゃる天皇陛下の有り難い御厚意を、そうまでなさらなくても天皇陛下としての任務を怠ることにはなりませんよと申し上げる方がいらっしゃるべきだった。 宮中にあっても絶えず祈っておりますぞということで、これが私は天皇の本当のお仕事であって、あとはもうお休みになって宮中の中でお祈りくださるだけで十分なのですと説得すべき方がいらっしゃるべきだった。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	私は皇室典範どおりに天皇陛下は年号も変えずにそのまま宮中におとまりになってお祈りくださり、皇太子殿下が摂政になるのが一番いい。 皇室典範には一条一条、明治天皇が御臨席になってこれでいいだろうとおっしゃった。これは決して簡単に変えてはいけないものである。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	明治に憲法という形で国民のために明文化された法律ができたときに、皇室の家のほうにも明文化しようということになった。そのときに中心になったのは伊藤博文、井上毅というような方と明治天皇、あるいは学問のある公家たち。そのときに、日本の皇室に対して危険が生ずる、あるいは思わしくないことが生じたのは常に天皇が生前譲位なさったときであるという結果になった。 このときに伊藤博文や井上毅あるいは有職故実詳しい公家たちとそれを決めるときに、皇室典範には一条一条、明治天皇が御臨席になってこれでいいだろうとおっしゃった。これは決して簡単に変えてはいけないものである。 皇室というのは現状だけで考えてはいけない。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	臨時措置法をやるなどということをするのは、そんな軽々なことを言い出すと皇室のためにはよくないという歴史的な事実もある。 臨時措置法などという簡単なことを口にすべきではない。変えるなら本当に慎重に、天皇陛下も御参加の上で皇室典範を変えるのはあり得る。しかし、それは今の天皇陛下がお休みになりたいという気持ちとは全然相容れない。
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	

岩井克己
(ジャーナリスト)

問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	天皇は「存在されるだけで尊い」とか「御簾の奥で祈るだけでいい」と祭り上げることは、かえってかつてのような神格化や政治利用につながるおそれも出てくるのではないか。 「お気持ち」の中で天皇陛下は、務めを果たすなかで人々への「信頼と敬愛」を育めたことに天皇の側から感謝された。人々への思いに寄り添い理解してこそ天皇の「祈り」にも内実がともなう。これが「初代象徴天皇」の28年間の「模索」の結晶なのだと拝察する。天皇にとって「公務」は負担だけではなく、象徴として生きる責務であると同時にやりがいでもあり、自らも力づけられる大切なものだと拝察する。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	代々の天皇によってお考えやなさりようは変わり得る属人的なものだという面もあるかもしれない。ただ、その意味からも、皇室活動の「運用」の問題であって、天皇と補佐機関の宮内庁とで相談して決めていかれるべきものだと思う。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	国事行為は国家機関としての天皇が天皇の意思にかかわらず「内閣の助言と承認」により憲法で定められた儀礼的活動を行うもので削減できない。 公的行為は天皇の意思、おぼしめしによって行われる。いわば顔が見え、肉声の聞こえる「人間天皇」、自然人が皇后とともに国民や海外の人々と心を込めて接して積み重ねられている。政府は憲法に定められた象徴の矩を超えないよう責任を持つが、政治利用は慎むべきもの。いわば「自発的な運用」の問題であって、一律にスキームを決めて当てはめて削減・軽減するのは難しいのではないか。天皇と補佐機関の宮内庁との間で適時適宜に「運用」を相談されるべきもの。「その他の行為」についても同様だ。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	歴史上、藤原氏、五摂家など政務を執る「人臣摂政」は大勢いたが、「皇族摂政」は聖徳太子、中大兄皇子、草壁皇子の3方のみで途絶え、昭和天皇が大正天皇の摂政に立つまで1235年間一人もおられない。祭祀一つとっても新嘗祭で摂政はお供えまでしかできず、穀霊と触れ合う肝心の「神人共食」はできない。 現行の憲法・典範でも摂政は「象徴」ではない。主に天皇の意思能力がほとんど失われたときに置かれるもので、機能を失った象徴と摂政宮が併存する状態が続くことになる。それに、摂政を置くためには大正天皇のときのように容赦ない病状悪化の発表は避けられず、御本人の人間としての尊厳にかかわる事態となるのは崩御継承と同様。 摂政は法的にも国事行為は代行できても、天皇の意思に基づく公的行為がそのまま直ちにできるというわけではない。伝統至上主義の立場からは「天皇は祈りを捧げておられるだけでいい」「機能を失われても御存在自体が重要」とのお考えもあるかもしれない。しかし、超高齢化時代となって、天皇の伝統の中核とされている新嘗祭が不完全なまま長年月経過すること、天皇と摂政の「象徴の二重性」が出来することも考慮に入れるべきではないか。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	

問 6	<p>天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。</p>	<p>天皇の崩御継承あるいは終身在位というのは残酷な制度だ。高齢譲位の選択肢は設けるべきだ。 譲位が通例化したとされる聖武以降は光格まで7割近い天皇が譲位をしている。譲位すれば光格以来200年ぶりの譲位だと言うが、譲位を排除した帝国憲法制定前までの天皇は、仁孝、孝明の2代だけで、47歳、36歳で急病死された。 譲位により上皇や院政の弊害が生じるとか、恣意的、強制的な退位があり得るといった心配は考えにくい。国民主権下でのコンパクトな象徴天皇制が定着し、高度な情報化社会が進んだ現代では考えにくい。皇位継承候補者が数多くいて、院を含め大勢の皇族、公家集団がそれぞれに荘園などの経済力を保持し、武力集団、寺社勢力との関係も絡んで権力闘争が起きやすかった時代のような不安定化は杞憂だ。何しろ皇室が後継者不足に悩まれており、そちらが心配な現代では現実離れした心配のように思う。</p>
問 7	<p>天皇が退位できるようなする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。</p>	<p>憲法は皇位継承について「法の定めるところにより」とせず、特に国会の議決した「皇室典範の定めるところによる」と明示している。特別法は、特別法でどうにでもなる前例を作り、典範の権威・規範性を損なうということではないか。「王道」をいくべきだ。 高齢化に対応する譲位に論点を絞り、天皇の高齢、本人の意思、皇室会議での承認といった条件を付ければ典範本法の改正はさほど難事とは思えない。 典範や皇室経済法、宮内庁法など関係法令の小幅手直しが必要となる箇所は幅広く多いので特別立法になじまない。 皇太子不在となることへの対処は特別立法になじまない。天皇の真摯な問題提起をあたかも一人の天皇のわがままであるかのように扱い、しぶしぶ一時の「抜け道」を作る安易な対処との印象を与えかねないのではないか。 世論も譲位容認が9割、将来の天皇にも適用が7割と圧倒的に典範改正を支持している。 当面は特別立法、将来は本法改正という2段階では、過去の経験から見て、当面の対処が済めば機運がしぼんで先送りとなるおそれがある。 本法改正はどこがそんなに難点があってどこがそんなに難しいのかという説明をしてくださる方が今までいなかった。特別法なるほどと、特別法でもできますよというのではなくて、特別法にすべきだ。なぜならば、ここにハードルがあるから時間がかかるのだというところが納得いく説明をしていただかないと。</p>
問 8	<p>天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。</p>	<p>譲位後の天皇の呼称は歴史にのっとり太上天皇（略称は上皇）で、敬称は陛下でいい。天皇家の御身位は徳仁天皇、明仁太上天皇、雅子皇后、美智子皇太后となるのではないか。 お住まいは「仙洞御所」と呼び、御活動は他の皇族方と同様の位置づけ扱いとし、皇室経済法上の内廷皇族とすべき。活発な活動を展開され、象徴の二重性が出ることを心配する方もいるが、宮廷費で適切な制約が確保されればいいし、高齢の両陛下もそのような院政めいた「老後」はお考えになっていないと思う。ただ、おのずから活動がなかった香淳皇后の皇太后宮職や、ほかの宮家と違って、当直体制に必要な侍従、女官、侍医、大膳などの職員の配置は配慮されるべきだ。かつての皇太后宮職よりは大幅に、今の東宮職よりは小ぶりといったところではないか。 なお、譲位後には東宮職は廃止されることになる。継承順位1位、2位の親王がおられる秋篠宮家の扱いをどうするか。できれば譲位の法制化の際に同時に議論されるべきだ。</p>

笠原英彦
(慶應義塾大学教授)

問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	国民の「統合」と「権威」ということ。日本国憲法における統合という意味は、精神的な統合や統合力のことを私は指しているというように考えている。また、長い歴史の中で、天皇によって政権がオーソライズされてきた。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	国事行為は原則として現状のとおり行われるべき。公的行為は各代の天皇がその時代にふさわしいと考える行為を行うべきで、次代以降の天皇の考えによって新たに行う行為となくなる行為があつてしかるべき。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	当面は公務の見直しにより、その削減を検討して天皇陛下の御負担の軽減を図るべきではないか。何らかの基準なり、あるいはこれを法令という形で定めることによって、天皇の御意向を前提としながらも政府がある程度公的行為をコントロールできるような基準を作って公務の負担の軽減を行う、あるいは訪問先あるいは行事の主催者の意向によって天皇ではなく皇族方に御依頼していただくという方向に変えていくというようなことが可能。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	摂政の設置を定める規定を柔軟に解釈することも考えられる。既に有識者会議で提起された医学的な見地から、高齢化に伴う肺炎などの疾患による死亡の急増を視野に、摂政設置の要件である「重患」の柔軟な解釈も検討すべき課題であろう。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	柔軟な要件が設定されている国事行為の臨時代行に関する法律を拡大解釈し、内閣により弾力的に運用することで公務の負担を軽減することもできるだろう。
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	天皇と前天皇が共存することで国民の混乱を招きかねず、憲法が定める象徴としての国民統合の機能が低下するおそれがある。 皇族の減少への対応や皇位継承問題など、今後取り組むべき課題の議論に入る前に、天皇の制度そのものが不安定になってしまう懸念がある。安易な退位の制度化は法律全体の体系性を損ないかねない。 これまで政府見解によって示されてきた退位の制度がなぜ皇室典範に設けられていないのかという理由（上皇の弊害、強制的退位、恣意的退位）についても、180度変えるような議論もあろう。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	

		櫻井よしこ (ジャーナリスト)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	長い歴史の中で、皇室の役割は、国家の安寧と国民の幸福を守る、そのために祈るという形で定着してきた。歴代天皇は、まず何よりも祭祀を最重要事と位置づけて、国家・国民のために神事を行い、その後初めてほかのもろもろのことを行われた。穏やかな文明を育ててきた日本の中心に大祭主としての天皇がおられた。権力から離れた次元で国民の尊敬やあたたかい気持ちの軸となる存在であり続けてきたのが皇室である。天皇様は何をなさらずともいてくださるだけで有り難い存在であるということ強調したい。その余のことを天皇であるための要件とする必要性も理由も本来ないのではないか。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	陛下は、御自分なりの象徴天皇のあり方を模索なさる中で、常に国民とともにありたいと願われ、日本各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅を大切なこととして実践してこられた。自然災害に苦しむ地域、戦争の傷跡が残る内外の戦跡、病む人々の収容されていた施設など分け隔てなく訪れてくださった。これら全ての行幸啓、そこに込められた誠実な御心と国民全般に広く注がれる愛もまた、私は国民の一人として深く心に刻み感謝している。このような理想的な天皇としてのあり方が御高齢となって難しくなり、したがつて譲位なさると仮定して、同様の天皇像を次の世代に期待することは果たして妥当か。はたまた可能か。これは大変に難しい問題が、少なからぬ人々が抱いているのもこの点の懸念ではないかと私は推測をしている。お一人お一人の天皇は、これまででも、そして、これからも、みずからの思いと使命感のみずから天皇像を作り上げていかれるはず。そのときに求められる最重要のことは、祭祀を大切にしてくださいという御心の一点に尽きるものであり、その余の要件ではない。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	政府も国民も本来の皇室の役割から考えると、重要度の低いと言わざるを得ない多くの事案で両陛下に御苦勞をかけてきた。国事行為に加えて、多くの機会に地方への行幸啓をお願いし、過重な御公務となっている。この御負担を軽減するために、祭祀、次に国事行為、そのほかの御公務にそれぞれ優先順位を付けて、天皇様でなければ果たせないお役割を明確にし、そのほかのことは皇太子様や秋篠宮様に分担していただくような仕組みの構築が大事だ。この点について、現行の憲法、皇室典範では、祭祀の位置づけが国事行為、公的行為の次に来ている。この優先順位を実質的に祭祀を一番上に位置づける形で、陛下の御日常の日程を整理し直すのが大事なのではないか。そして、御公務ですけれども、その多くが各省庁を通じて宮内庁に申請される国民の要望から生まれているのが現状である。そのことを考えると、御高齢の両陛下の御負担を政府、政治家、国民の側の自制によって減らしていく努力が大変重要になる。このようなことによつて、かなりの御負担が軽減できるのではないかと私は考えている。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	御譲位ではなく摂政を置かれるべきだと申し上げざるを得ない。皇室典範第 16 条 2 項に「又は御高齢」という五つの文字を加えることでそれは可能になるのではないかと。国事行為や公務の一部を摂政にお任せになるのに支障はないのではないかと、ひとえに私の理解が足りないためであろう。皇室と日本国の安定のために、終身天皇でいらっしゃる事が肝要だが、摂政制度の活用を軸に多くの工夫を重ね、でき得る限り陛下のお気持ちに沿う方向での制度の改定を急ぐことが大事だ。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	誠に申し上げにくいことであるが、私は御譲位には賛成いたしかねる。国民統合の求心力であり、国民の幸福と国家安寧の基軸である皇室には、何よりも安定が必要。そのような考えで先人たちは譲位の道を閉ざしたのではないかと。また歴史を振り返れば、譲位はたびたび政治的に利用されてきた。そのようなことは現時点の日本では考えられないと多くの人が言う。考えられなくとも、100年先、200年先にはどうか。国のあり方については、長い長い先までの安定を念頭に置いて、あらゆる可能性を考慮して、万全を期すことが大事。目の前の状況や視点に過度な影響を受けることは回避するのが賢い道だと私は思う。お年を召した天皇皇后両陛下への配慮はとても大事だけれども、そのことと国家のあり方の問題、これはこの際分けて考えなければならない。両陛下に対する国民の圧倒的な親愛の情と尊敬の思いを基盤にして御譲位を実現するとした場合、憲法に抵触するおそれのある決定に踏み込む可能性はないのか。国家の基盤は長い歴史の中で形づくられてきた。それだけに軽々に変えてはならないものなのだ。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	

石原信雄
(元内閣官房副長官)

問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	現在の憲法上の規定による天皇の役割は、私は現行どおりでよろしいと思っている。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	制度上は現行で特に変えるという必要はない。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	天皇が御高齢となられた場合などで御負担を軽くする方法としては、その必要性が短期の場合には現行憲法にある第 4 条第 2 項の規定に基づく国事行為を委任するというでいいのではないかと。長期にわたるような場合は、同じく規定されている摂政の設置ということでもいいのではないかと。なお、御高齢となられた場合などで負担を軽くする方法として、公的行為の範囲を縮小することも考えられる。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	私は昭和天皇の崩御に伴う大喪の礼と今の陛下の御即位の礼と両方を担当させていただいたけれども、そのときの陛下の御負担などを目の当たりにし、陛下が御高齢となられた場合に天皇が退位することは認めるべきであると考えている。ただし、皇室制度の安定性を確保するという意味からも、御退位を認める場合は、主要な事項は法律で定めるということが必要ではないかと。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	生前の退位を認めることを可能とする法律については、当面の措置として皇室典範の特例を定めるということでもいいのではないかと。御案内のように御退位を認めるかどうかについては国民の多くは容認する方が多いが、ただ、皇室制度に関心を持つ方々の中には、生前退位について否定的な意見を持っている方もいる。したがって、将来にわたって御退位を認めるということについては結論を得るのに時間を要すると思われるので、この問題については多くの国民がその辺でいいのではないかとという大方の合意が得られる方法として、早くこの問題について結論を得るためにも、当面の措置として皇室典範の特例とすることが適当ではないかと。なお、そうした場合には、その要件に合致するかどうかについては、法律でできるだけ詳しく規定する必要があると。また、そのことを認めるか否かの最終的な認定は第三者機関、皇室問題について責任を持っている皇室典範の規定による皇室会議が医師その他の専門の知識を有する者の意見を聞いた上で、その要件に合致するかどうかの認定を行うということにすべきではないかと。ではいつから御退位をいただくかについては、法律等で定められる要件を満たしているかどうかを皇室会議が認定する。さらに、陛下の御退位の意思を皇室会議のほうで確認し、そのことを内閣に通告する。これを受けて内閣が必要な措置を講ずる。この内閣が講ずる措置の方法についてはいろいろあるが、例えば内閣告示で何月何日から御退位いただくというようなことになるのではないかと。将来皇室典範を改正する場合には、「精神若しくは身体の重患又は重大な事故」によりご公務を行うことが困難になられたと認められる場合にも退位することを認めることとし、ご高齢となられた場合も含め、天皇が退位することが認められるための要件については、年齢、精神若しくは身体の重患、重大な事故の程度内容を具体的に定めるべきである。上記の要件に該当するか否かの認定は、皇室典範の規定による皇室会議が医師その他専門の知識を有する者の意見を聞いた上で行う。
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	御高齢とかあるいはその他の法律に定めている要件に該当した場合に天皇の意思に基づいて御退位されるわけだから、退位された天皇は、国事行為はもちろん、公的行為も行わないということをお原則とすべきではないかと。

今谷明
(帝京大学特任教授)

問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	平安時代から既にもう時間・空間の抽象的支配者ということで摂関家あるいは院、あるいは幕府、こういう権力主体から擁立されている存在。そういう象徴天皇の言葉が定着するいきさつを踏まえた上で憲法上の象徴ということを理解しないとだめ。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	天皇はその存在自体が重大・貴重なもので、国事行為・公的行為は必ずしも天皇御自身でなさる必要はない。特に天皇は祈る存在だから祈っていただければいいというような意見もあるが、しかし、お祈りのほうは長い伝統では大した問題ではない。天皇は神に近い存在だから、鳥居の下をくぐらない。したがって、祈禱よりもはるかに時間、空間の抽象的支配者であって、国民を格付けする総本山であって、要するに抽象的支配者であるということの存在自体が重要なのであるから、お忙しい業務は皇太子や弟宮ら皇族に代行をお願いしても一向差し支えはない。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	被災地訪問のことが話題になるが、少々現在の今上陛下は間口を広げられ過ぎた嫌いがある。日本は災害列島で、幾らでも災害は限りなく起こっているのに、被災地全てを慰問するというのは不可能である。天皇が幾人あっても足りない、間に合わない。したがって、昭和天皇のように、昭和天皇も慰問は不公平になるというお考えから慰問はあまりされなかったと聞いているが、慰問は極力おやめになり、おことばだけで十分である。だから、こういう被災地慰問などはこれから思い切って減らすべきである。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置す	非常に難しい判断になるわけだが、現状では私個人としては摂政設置などの状況ではない。摂政設置は必ずしも必要ないのではないかとこのように考えている。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	憲法 4 条 2 項に基づく国事行為委任。これは御高齢の陛下の代行としてはふさわしい。この規定をあるいは拡大して、公的行為にとりましてもこの規定を拡大して御高齢の代行措置として対応したらいいのではないかと。
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	確かに退位によって御公務の問題あるいは国事行為の問題を解決するというのも一案であろうかと思うが、次の問 7、問 8 にかかる事情があって問題なしとしないのではないかと。実をいうとかなり困難なのではないかというように思っている。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	与野党の見解が分かれており、既に政治問題化しかかっている、あるいは政治問題化していると言ってもいいような現状で、そこで天皇の問題についてこういうように国論が一致せず、あるいは与野党が一致せずの場合、近代憲政史上では極めて遺憾な処理が行われ、それが歴史に禍根を残した。望ましいのは与野党一致するまで見送りが相当ではないか。現状では陛下の公的公務のいろいろな現状あるいは摂政設置による一つの切り抜けを多々種々考えて、いきなり陛下がおっしゃったから緊急措置的に一代限りの特例法でということにはならないのではないかと私は考える。
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	退位後の天皇について、退位された後は太上天皇と称するのが慣例である。しかし、奈良時代から、やめて太上天皇のほうが権限は強くなるということが再々起こっている。平安時代に入って日本では太上天皇のほうが現役の天皇よりも圧倒的に権威と権力が移っているということがある。この点で日本には独特の伝統があって、それを踏まえた象徴天皇であり、そういうことを考えずに今のまま前天皇というように扱いは作ると、国民の目がどちらに向くか。それは新天皇ではなくて退位された前天皇のほうに向く可能性がある。そうすると権威の分裂ということがあり得る。これはゆゆしき事態であるとともに、天皇の権威自体をおとしめることにもなりかねない。

		八木秀次 (麗澤大学教授)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	<p>天皇は我が国の国家元首であり、祭り主として「存在」することに最大の意義がある。</p> <p>天皇の国家元首としての正統性は「主権の存する国民の総意に基づく」(1条後段)が、「国民の総意」とは歴史的(過去・現在・未来)の国民の意思、すなわち伝統に基づくとの意であり、初代天皇より一貫して男系継承された血筋につながることに根拠がある(憲法2条、皇室典範1条)。</p> <p>能力原理を排除し、男系継承という血統原理に基づいているがゆえにその地位をめぐる争いが無い。</p> <p>天皇の地位が安定し、天皇からその時々々の権力者が認証され、正当性を付与されることで我が国の政治は安定し、社会の安定も招いている。</p> <p>「公務ができてこそ天皇である」という理解は、「存在」よりも「機能」を重視したもので、天皇の能力評価につながり、皇位の安定性を脅かす。</p>
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	<p>国事行為の範囲については憲法に具体的な規定がある(6条・7条)が、公的行為の範囲については明確な法律上の定義がなく、その時々々の天皇の裁量や宮内庁の解釈に委ねられている。</p> <p>現状のままの公的行為をすべて全身全霊でできてこそ天皇であるとする今上天皇のご認識は立派で有り難いが、同じことを国民が期待すれば、次代の天皇に対する過剰な期待を招き、能力評価を行い、苦しめることになる。</p>
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	<p>今後の御代替わりに当たって第一に検討されるべきことは、拡がった公的行為を整理・縮小し、身軽にして次代に継承することである。</p> <p>公的行為を整理・縮小し、他の皇族が肩代わりすれば、高齢や病気でも対応できる可能性がある。それでも不可能になる場合の対応策として憲法は国事行為の委任(臨時代行)と摂政設置の制度を規定している(4条2項、5条)。</p>
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	<p>摂政と天皇との関係は「all or nothing」の法定代理であり、摂政は天皇の全ての務めを行う。</p> <p>今上天皇の現状は御高齢であっても「精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができない」(皇室典範16条)状態ではないと考えられる。</p>
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	<p>国事行為の臨時代行を行う場合の、天皇と臨時代行との関係は摂政設置のように「all or nothing」であるかどうかは明確でない。</p> <p>国事行為の臨時代行の要件緩和(「高齢」を加える)を行い、「all or nothing」の関係とせず、一部の国事行為を代行することも可とすることが考えられる。</p> <p>公的行為については当然、他の皇族への委任・肩代わりが考えられる。</p> <p>現状を鑑み、最も現実的な対応策であり、しばらくこれで様子を見ることも考えられる。</p>

問 6	<p>天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。</p>	<p>退位を排除する理由は主として、①自発退位や強制退位など、退位には政治利用の可能性があり、国民を対立・抗争の関係にする、②自由意思による退位を認めると同じく自由意思によって次代の即位拒否、短期間での退位を認めなければならなくなり、皇位の安定性を揺るがし、皇室制度の存立を脅かすということである。退位の容認は、政治的混乱と皇位の安定性の阻害につながると考えられる。今日においても、天皇の自由意思による退位・譲位を認めると、例えば、気に入らない総理大臣を任命したくないために退位を表明したり、表明させられたりするなどして、天皇の信任を得られない総理としてのダメージを与えることも考えられるとの指摘もある。退位後の前天皇と新天皇の両立となり、国民統合の象徴が二元的になる可能性がある。国民の支持・敬愛の対象が分裂・対立する可能性も生ずる。退位を実現する場合、憲法に規定されている国事行為の委任〔臨時代行〕（4条2項）や摂政設置（5条）を否定する政府としての合理的説明がなければならない。「天皇陛下の御意向」により政府が新しい制度をつくる（＝退位を実現する）ことは憲法が禁止する天皇の政治的行為（4条1項）を容認することになる。「天皇陛下のご意向」とは別の政府としての合理的説明が必要となる。高齢化社会の到来は理由にならない。高齢を何歳からとするかは別として、どの時代の天皇も高齢になり、務めができなくなる。そのことを想定して国事行為の委任〔臨時代行〕（憲法4条2項、国事行為の臨時代行に関する法律）と摂政（憲法5条、皇室典範3章）の制度を設けている。これまではそのように運用して来た。政府としての合理的な説明できないならば、憲法上瑕疵のある退位となり、次代の天皇の即位にも憲法上瑕疵が生じ、天皇の正統性に問題ありとなる。退位後の御活動によっては国民統合の象徴の二元性を招き、国民を分裂・対立させる。次の天皇から国民の心が離れ、敬愛の対象たり得なくなる可能性がある。この件は優れて国家の制度の問題であり、当事者である天皇や皇族のご意向に左右される性質のものではない（憲法4条1項）。移ろいやすいその時々世論に流されたり、当事者である天皇や皇族のご意向に過剰に寄り添って思考停止するのではなく、国家の制度として捉え、それを維持・存続・安定化させるためにどのような措置が必要かという冷静な検討がなされなければならない。</p>
問 7	<p>天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。</p>	<p>退位は避けるべきであるが、一般には退位を実現する方法として2つが挙げられている。</p> <p>1) 皇室典範の改正で退位を実現する 退位をどの天皇にも適用できる恒久制度として設けると皇位の安定性を大きく揺るがし、皇位は不安定になる。自由意思による退位は次代の自由意思による即位拒否と短期間での退位を容認することになる。退位の恣意性を排除する要件、手続きが課題となる。国事行為の臨時代行や摂政設置という憲法上の制度を採らず、退位のための改正を行う政府としての皇室典範改正の提案理由がない。</p> <p>2) 特別措置法で今上天皇一代に限って退位を実現する 法律は普遍性・一般性を伴い、特定の天皇を対象にした立法は不可能である。この問題を回避するためには時限立法しかあり得ない。「天皇」を特定の天皇ではなく、一般名詞とし、法は期限が来ると消滅とする。しかし、法は消滅するが、退位を認めた前例となる。そのため、皇位の安定性を揺るがすことになる。将来の短期間での退位を排除する理由がなくなる。皇室典範改正と皇位を不安定にする点では質的な差異はない。退位の要件を「高齢」とすることで短期間での退位は排除できる。その場合、「高齢」は何歳とするかの検討が必要となる。しかし、「高齢」とは別の理由による退位も別の特別措置法を制定することで可能になる。皇室典範そのものへの改正を回避することで、大喪の礼や陵について規定する皇室典範（25条、27条）との間に齟齬が生じる。</p>
問 8	<p>天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。</p>	<p>退位に反対であるが、仮に退位が実現する場合は以下のような措置・検討が必要となる。退位後の天皇は「太上天皇」と称し、皇后は皇太后となる。「太上天皇」は皇位継承権を有しない。「太上天皇」は摂政にならない。「太上天皇」は内廷皇族とすることがどうか。摂政にならない皇族は可能かどうか。「太上天皇」に関わる費用は内廷費から拠出するかどうか。退位後の天皇のお住まいは伝統的に「仙洞（せんとう）御所」と称している。天皇の務めである国事行為はできない。天皇に準ずる地位であることから、「国政に関する権能を有しない」（憲法4条）。御活動には内閣の助言と承認を必要とする。これまで内廷皇族に許されている行為はできるとするかどうか。政治色を伴う活動はできない。国民の支持・敬愛の対象が新天皇との間で二元化しないように注意しなければならない。退位前の公的行為を引き続き行う場合は御活動に制約を設ける必要がある。「その他の活動（私的行為）」として外国訪問をされる場合も制約を設ける必要がある。天皇が崩じた際には大喪の礼を行う（皇室典範25条）が、「太上天皇」が崩じた際にも大喪の礼を行うとしてよいかどうか。その規模や内容はどうか。</p>

百地章
(国士舘大学大学院客員教授)

問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	問題は、日本国憲法では、天皇が「日本国の象徴」であるだけでなく「日本国民統合の象徴」でもあるとされていることである。つまり、天皇の御存在そのものが「日本国の象徴」とあるというにとどまらず、天皇が「国民統合の象徴」とされていること、しかも国旗や国歌とは異なる「人格」が象徴とされていることから、そこに何らかの「国民統合のための具体的な行為・行動」が期待されている。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	確かに「陛下がいらっしゃることでそのことが有り難いのであるから、お年を召された陛下には、無理をなされず、できる範囲でお祭りだけして頂いたら良い」という考えは良くわかる。しかし、「天皇が国民統合の象徴である」という場合の「積極的・能動的機能」のこと、さらに象徴としての行為・活動こそが国民統合の象徴に相応しいとの立場に立った場合、果たしてそれだけで十分といえるだろうか。天皇は憲法上「国民統合の象徴」でもある。だからこそ、今上陛下は宮中祭祀を熱心に営まれるだけでなく、「象徴とは何か」を真剣に考えられ、象徴に相応しい行為を一所懸命に務めてこられたと思われる。そして、多くの国民も天皇を直接あるいはマスメディアを通じて目の当たりにし、そのような「象徴行為」を通じて天皇を理解し、皇室の御存在の有難さを自覚してきたところが大きいのではなかろうか。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	国事行為については、国事行為の臨時代行制度があるから、適宜、これを利用して、皇太子殿下以下の皇族方に委任すべきである。また、公的行為(象徴行為)については、問 1 の回答で述べたように、その本義に立ち返り、象徴としての天皇の地位・役割に相応しい行為に絞っていくのが望ましいと思われる。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	現在の皇室典範を厳格に解釈した場合、天皇が御高齢となられた時に摂政を置くことは、困難であると思われる。たとえ御高齢になられても、陛下の御意思がはっきりしている場合に摂政を置くことは、本来の主旨と矛盾する可能性があるだろう。ただし、終身制の採用に伴い、天皇が公務を行うことができない場合に備えて置かれたのが摂政制度の本来の意味であると考えれば、「御高齢のため公務ができないとき」に摂政を置くことができるように皇室典範を改正することは、可能と思われる。とはいうものの、もし天皇の御意思がはっきりしている状態で摂政が置かれ、天皇が御公務から離れられた場合には、国事行為の臨時代行と違って、長期間にわたる可能性も高く、「国民統合の象徴」が事実上分裂する恐れがある。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	国事行為については、国事行為の臨時代行制度があるから、適宜、これを利用して、皇太子殿下以下の皇族方に委任すべきである。
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	天皇の権威を利用すべく、恣意的に天皇を退位させたり、即位させたりしようとする者が出てくる恐れはある。さらに、譲位制度を採用した場合には、「国民統合の象徴」に分裂を招きかねないであろう。譲位制度のもと、先帝と新帝が同時に存在する事になれば、先帝を慕う国民と新帝を支持する国民の間に微妙な心理的溝が生じ、「国民統合の象徴」が分裂してしまわないか、懸念される。ただし、陛下の御発言の中には、「高齢化社会の到来」に伴う新たな課題についての問題提起があった。この点については、すでに述べたとおりであるが、万一、高齢となられた天皇が長期間病の床に臥せられたり、病気が長引いた場合には、「国民統合の象徴」としての行為・行動が叶わなくなるばかりか、御病状等がマスメディアによって報道され続け、天皇の「人間としての尊厳」が侵害され、さらに「天皇の尊厳」そのものさえ侵されかねない。それ故、このような事態を想定すれば、「譲位制」を認めることが望ましい場合があるだろう。その意味で、従来からの「終身制」は維持しつつ、あくまで「高齢化社会の到来」に対応すべく、例外的に「譲位制」を認めることについては賛成、というのが現在の私の立場である。

問 7	<p>天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。</p>	<p>①皇室典範とは別の、独立した法律(特別法ないし特別措置法)を制定して、譲位を認める方法について</p> <p>i)このような法律は、憲法2条に違反すると思われる。なぜなら、同条では「皇位は、(略)皇室典範の定めるところにより、これを継承」するとなっており、憲法2条の明文に反するだけでなく、あえて憲法が「皇室典範」によると定めた、その重みを無視することになるからである。それ故、皇室典範とは別の、独立した法律を制定し、それに基づいて譲位し、「皇位の継承」を行うことはできないと思われる。</p> <p>ii)さらに、皇室典範4条は「天皇が崩じた時は、皇嗣が、直ちに即位する」と定め「終身制」を採用(譲位制を否定)している。にもかかわらず、皇室典範以外の法律で、終身制を否定するのは明らかに矛盾であって、このような法律を制定することはできない。もし、それを是とするならば、皇室典範とは別の法律を制定し、それによって皇室典範第1条の「男系男子」の原則を否定することさえ可能となる。しかし、そのようなことが許されるはずがない。</p> <p>②次に、皇室典範そのものを改正する方法であるが、譲位と関連する部分を全面的に改正するのは簡単ではないし、時間もかかるとと思われる。また、恒久法である皇室典範の中に譲位の条件や譲位と関連する事柄を書き込んでしまうことについては、慎重な上にも慎重な配慮が必要である。それ故、このような方法には賛成できない。</p> <p>③そこで浮上してくるのが第3の、皇室典範に例外的な譲位を認めるための根拠規定を置き、それに基づいて特措法を制定し、天皇の譲位をお認める方法である(この法律は、勿論、今上天皇以外の天皇にも適用される)。この方法が、現在考えられる最も良い方法ではないかと思われる。条文としては、以下のようなものが考えられよう。</p> <p>i)まず、皇室典範の「附則」第4項に「天皇は、第4条にかかわらず、皇室典範に関する特別措置法の定めるところにより、譲位することができる。」といった規定を置く。</p> <p>その上で「皇室典範に関する特別措置法」を制定し、以下の趣旨の規定を定める。 「天皇は、高齢により公務をみずからすることができないときは、その意思に基づき、皇室会議の議を経て、譲位できる。譲位があったときは、皇嗣が直ちに即位する。」</p> <p>ii)このような規定であれば、終身制が原則であり、譲位制はあくまで高齢で天皇としての務めが果たせない時に限定される。また、恣意的な譲位を如何にして排除するかということが最大の課題だが、このような規定であれば「高齢により公務をみずからすることができないとき」という客観的条件、「天皇の意思に基づき」という主観的条件が示されおり、しかも皇室会議の議を経ることになるから、取り敢えず、問題は解消するのではなかろうかと思う。</p> <p>iii)その上で後日、皇室典範の改正を、その是非も含めて慎重に審議すべきであろう。</p>
問 8	<p>天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。</p>	<p>譲位された後は、原則として公務はされず、新しく即位された天皇を背後で支えていただくのが望ましい。なぜなら、譲位された以上、国事行為はできないし、象徴としての地位に伴う「公的行為」も、理論上、認められないからである。</p>

大石眞
(京都大学大学院教授)

問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	天皇の地位と公務については、日本という国の全体性あるいは日本国民の一体性を具現するということが天皇陛下には期待されている。象徴であることから、直ちに何らかの具体的な権能とか行為を導くような権限付与規定ではないと解釈しており、何らかの公務を積極的に基礎づけるとか、あるいは特定の待遇や行動規範を導いたりするものではない。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	公務と言われるもののうちのまず国事行為というのは当然の公務であり、憲法で規定されたものである。しかもそれは限定列挙されているという前提であり、限定列挙なら原則として拡張解釈は禁止される。国事行為に伴って必然的に随伴する行為あるいは事務ということが考えられるが、そのことが憲法上、合理的に基礎づけられるなら、あるいはむしろ憲法上要請させられるものなら、それは例外的に認めざるを得ないのではないか。国事行為そのものではないので準国事行為と表現する。どうしてもやらざるを得ない社会儀礼上の行為がさまざまにある。これらは準国事行為とは違って、憲法上要請されるという筋合いのものでもないし、象徴ということから当然出てくることでもない。あくまでも社会儀礼的な範囲で認められるというわけで、その社会的な儀礼の範囲だから、その時々判断でよろしいのかということ、そこはある意味での皇位の安定性というのがあり、自在に伸縮できるというようなことは避けたほうがいいのではないか。公務を軽減するという場合には、公務それ自体を見直すという考え方と、その公務を別人に委ねるといって代行者を設置するという2つのいわば客観的な側面と主観的な側面がある。公務を前提とすると言っても、国事行為と準国事行為というのはそれを限定するということでは考えられない。したがって、その他の公人的な行為を縮減することで初めて可能になるわけだが、国事行為と準国事行為は天皇みずからがおやりになる。その他の行為はできるだけ皇族のほかの方々にはやっていただくというのが1つの線引きとしてはあり得る。人的な面で負担軽減を図るといっては摂政の問題、それから国事行為の委任ということ。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	現行法上、摂政は「皇室典範の定めるところにより」置くものとされ（憲法5条）、摂政設置の原因は、「精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないとき」とされる（典範16条）。この「重大な事故」の例として、高齢による執務不能の状態を読み込み、負担軽減を図ることは十分に可能であるが、摂政の設置は退位と同じ効果をもつわけではない。また、昭和天皇の摂政時代は、皇太子と摂政との資格の区分けなど公務遂行の複雑化を招いたが（宮城と東宮御所の区分け、摂政権限と祭祀執行の問題、班位の問題など）、高齢天皇との併存はより複雑となり、望ましくない。さらに、現行法上、摂政制度は皇位継承に直接に関わらないものとして、成人に達した男性皇族（皇太子又は皇太孫、親王及び王）だけでなく女性皇族（三后、内親王及び女王）にも就任資格が認められている（典範17条1項）。この場合、成年した女性皇族と言っても、實際上「内親王及び女王」のみが就任可能にすぎないので、国事行為・準国事行為のほかその他の公人的行為まで広く行うことを求めることができるか疑問である。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第5条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	負担軽減の方法として、天皇の意思による国事行為の委任も考えられるが（憲法4条2項）、(a)国事行為、(b)準国事行為については委任がありうるとしても、(c)その他の公人的行為については、法的に定義されたものでなく、その範囲を画定することはできないため、そもそも委任という考え方になじまない。仮に、(c)その他の公人的行為まで委任がありうるとしても、現行法は特定人にすべての権能を包括的に委任する仕組みをとるため（国事行為臨時代行法）、その縮減がない限り今度はその特定人の加重負担になるおそれがある。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第4条第2項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	

問 6	<p>天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。</p>	<p>男子の平均寿命が80歳を超える高齢社会、そういう今日では、天皇の終身在位制というのはかなり広い範囲の公務の遂行ということとはどうも両立しがたいのではないか。</p> <p>これに対し、①政治的・強制的退位の弊害を示す先例があること、②天皇の重患・重大な事故のために摂政制度が設けられていること、③天皇の自由意思は認められないことなどを理由とする反対論がある。しかし、明治憲法が退位を否定した背景には強大な天皇大権との深い関係があったので、そうした政治的権能をまったく認めず（憲法4条）、皇位継承制度も整備された現行憲法の下では、①にはほとんど根拠がない。また②については、理論上、国事行為などへの復帰がありうる重患・重大な事故に基づく摂政の場合（現に典範20条は摂政廃止の可能性を前提とする）と、それ以後は国事行為などへの公的関与が一切認められない退位の場合を混同した議論であり、採用できない。③についても、退位は天皇の自由意思で行われるわけではなく、所定の公的手続を経て認められることに留意すべきである。</p> <p>なお、退位の意思の表明というのが憲法で言う国政に関する権能そのものの行使に当たるかという、必ずしもそうは言えない。むしろ国政の中枢から退くという判断なので、国政を左右するという問題とはやはり相当違うのではないか。かつ皇位継承の問題というのは、私的な側面もあるわけだから、その点への配慮というのも必要で、直ちに憲法違反になると私は考えていない。</p>
問 7	<p>天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。</p>	<p>恒久的なものに制度改正をしたほうがいい。構造的に高齢を理由とする執務不能というような事態は繰り返し起こり得る。その都度、特例を設けるとするのは、妥当でない。</p> <p>特例法という場合には、いわば規範の複合化を招く事態になる。憲法が特に国会の議決した皇室典範と言っており、議会制定法という単一の法的な形式を指定するというだけではなく、特定の名称、単一の名称まで特定しているわけだから、それに合致しない嫌いがある。</p> <p>退位事由（原因）の定め方については、「高齢により国事に関する行為をみずからすることができないときは」などと具体的に示すことも考えられる。しかし、「高齢」の程度をめぐる解釈は一様でなく、「みずからすることができない」との判断は一律の判断になじまないもので、明文化する必要はない。</p> <p>大事なことは、手続をきちっと明確化するということで、高齢を理由に退位の意味があるということを前提にし、皇室会議で特別多数を求める。それはほかの皇位継承問題で変更を求めるときには特別多数なので、これに合わせる。最終的には内閣の事後的な承認というのがいいのではないか。</p>
問 8	<p>天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。</p>	<p>法皇は仏門への帰依というのが前提になっているから、現行憲法は政教分離原則であり、宗教的なものに由来する名称を用いるのは妥当でない。太上天皇、上皇と言うほうがふさわしい。敬称は「殿下」とするのが望ましい。</p> <p>国事行為、準国事行為では法的になし得ない。高齢によって執務が不能だという理由、そういう仕組みをとる以上は、その他の公的な行為からも一切退くというのが筋としては正しい。</p>

		高橋和之 (東京大学名誉教授)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	明治憲法における天皇が主権者であり、あるいは国家法人の最高機関であるとされ、この地位に対応した大権というものを有していたけれども、日本国憲法では、このような地位を失い、国政に関する権能を全て否定された象徴としての地位に変わった。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	国政に影響を与えたり、国民の中に対立を持ち込むような政治的行為というのは憲法が禁止していると解さなければならないが、これを守る限り、憲法は天皇が非国事行為を行うことを禁止していないから、天皇はこの条件のもとに、自己の判断と責任において非国事行為を行うことを憲法は許容している。天皇の行為としては、国事行為と非国事行為があるけれど、国事行為はその内容においては大部分が政治的なものであるが、決定権者は別に存在し、天皇は内閣の助言と承認に基づいて、形式的、儀礼的行為としてそれを行うだけであり、その内容についての責任は内閣にあり、天皇は一切の責任を負わない。他方、非国事行為は政治的意味を持たないように配慮する限り、天皇が自己の責任において自由に行うことができるというのが憲法上の原則。天皇の法律上の公的行為というのは、天皇と内閣の合意に基づいて行うのであり、内閣はその点につき、国会に責任を負うというのが憲法の構図。
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	憲法上の公務として国事行為については、その全てを天皇がみずから行う必要があるわけではない。単なる儀礼的な行為は大幅に削減できるのではないかと。そういった点の見直しをまずすべきだろう。法律上の公的行為については、それを公務として義務づけている法律がないようであるから、行うかどうかは天皇自身の判断次第であり、無理をしないで可能な範囲で行うことで対処し得る。
問 4	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 5 条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。	摂政を置くということは、皇室典範 16 条の解釈としては無理ではないか。皇室典範は摂政を置くかどうかを天皇の意向とは無関係に皇室会議で決定するということを想定しており、天皇がどの程度みずから国事行為を行い得るかを判断し得るといえるような場合は想定していないと解されるから。天皇の意向に基づいて摂政を置くことができるというようにするためには、皇室典範の改正が必要。憲法 5 条はそういう皇室典範の改正をすることは禁止していない。
問 5	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第 4 条第 2 項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。	天皇がみずから行う必要がある国事行為の負担が過剰であるということが判明した場合には、国事行為の一部を臨時代行に委任することは可能。高齢により全てをみずから行えなくなったことを国事行為の臨時代行に関する法律の第 2 条 1 項で言っている事故にのみ込むということは解釈上可能。
問 6	天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。	象徴的行為というのは、象徴にしか果たすことはできない。摂政や臨時代行は象徴ではないから、象徴的行為を行い得ない。そのような行為を行っても、それは象徴的行為とはならない。象徴的行為を途絶えることなく、これまでどおりに行うことが天皇のあるべき姿だということであれば、それを行い得る人と交代する以外にないということになる。しかし、それが天皇のあるべき姿だというのは、憲法の要請するところではない。現在の天皇の抱えている天皇の理想像。それによって、将来の天皇の考えを縛ることは好ましいこととは思えない。非国事行為はその時々で天皇がみずからの責任により決定して行うべきものだというのが憲法の想定している天皇像だと解するから。憲法は退位制度自体を禁止しているかということではない。御高齢となったとき、国会あるいは皇室会議の承認を得て退位するという制度自体は憲法上、許されていると解している。象徴的行為が十分に行えなくなったから退位するのだというのは憲法の趣旨に反するのではないかと。
問 7	天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。	憲法 2 条は、皇位の継承は、国会の議決した皇室典範の定めるところにより行うと定めているけれども、この趣旨は、皇位の継承を定める皇室典範が戦前のそれのように、憲法と並ぶ最高規範ではなくて、憲法のもとにある法律だということであると解されてきた。憲法は皇室典範という単一法典で定めることを要求しているのではなく、法律で定めることを要求しているにすぎないと解する。法律は、一般法であるべきで、個別的事例を対象としてはならないという議論もあるが、天皇制自体が特例的性格のものであるから、一般原理は妥当しない。私自身は、個別的法律も他の憲法原理（例えば平等原則）に反しない限り許されると解しており、天皇に対して平等原則の適用はないから、特例法あるいは特例規定に憲法上問題は無いと解する。
問 8	天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。	憲法上、特に守るべきルールというようなものはない。立法政策の問題であり、皇族を離れることから、皇族にとどまり、かつ、特定の称号を定めることまで含めて、いろいろな仕方があり得る。皇族を離れるというような定めをする場合には、政治的行為を控えるということは必要。

		園部逸夫 (元最高裁判所判事)
問 1	日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。	天皇が長く続いた背景には「歴史・伝統に基づき天皇は象徴である」、「国家・国民との関係に基づき天皇は象徴である」面を天皇が有していたこともあると思われ、天皇は存在されるだけでは、「天皇が象徴である」ということに多くの国民の賛同を得ることができず、長く続くためには国民や社会の期待に沿うあり方であることが必要。
問 2	問 1 を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。	<p>国事行為は、その御活動のお姿を国民が直接目にするには必ずしも容易ではなく、それぞれの国事行為について、儀式（国事行為たる儀式に限らない）と連動するようになり、天皇の行為であることが広く国民に伝わるような工夫をすることが望ましいと考える。</p> <p>また（憲法改正が必要となるが）国賓の御接遇や公式の外国御訪問などは、国家の象徴としてふさわしい行為であり、国事行為と位置づけることも可能な行為と考える。</p> <p>いずれにしても、象徴の役割として国事行為は大変重要であり、象徴である天皇自らが行うことがふさわしく、また本来の姿であり、宮殿での御署名・御押印といった大切な行為に加え、国事行為を何らかの行事等の御活動を伴う行為とすることは、象徴の意義を具体化し国民がその意義を一層理解する機会を増やすこととなり、国事行為の意義に鑑みれば望ましいことと考える。</p> <p>公的行為がどうあるべきかということについては、消極的・一般的な要件を示すことはできるが、基本的には公的行為は天皇陛下が国民や社会の象徴に対する期待をお受け止めになり、天皇陛下が象徴としてのお務めとしてどのようにあるかという思召しによってなされる行為であって、どうあるべきか、どのような御活動をなさらないければならないか、ということをして「象徴としての義務」として国が要請し、そのあり方を積極的に示すことはなじまない行為であると考え。</p> <p>これまで公的行為とされている行為には、国家的色彩を有する行為（戦没者追悼式、国家制度に関する記念式典への御参列、外国御交際等）もあるが、それらに加えて、国民統合の象徴として、国民の憧れの中心であり、国民の幸せを祈り、我が国の歴史伝統を体現される御存在にふさわしい行為（一般参賀へのお出まし、福祉施設御訪問、被災地御訪問、地方事情御視察、歌会始の儀・講書始の儀御主催等）もあり、これらの様々な行為は、天皇が「多義的な性格を持つ象徴」としてあるために極めて重い意義を有する行為であって、こうした行為を通じて天皇が象徴であると国民に受け止められているのではないかと考える。</p> <p>こうした性格・意義を有する公的行為は、その時々国民や社会の期待と天皇のお考えによってそのあるべき姿は変わっていくこともあると考えられ、その具体的なあり方についてはその時々天皇の御意向を尊重すべきと考える。</p>
問 3	天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。	<p>象徴としてのお務めのあり方については、天皇陛下のお考えを尊重すべきであり、その軽減が強制となるようなこととはいけない。</p> <p>（ア）お気持ちの面での「御負担」</p> <p>・お気持ちを拝察申し上げることは畏れ多いが、御高齢となり御自身がお考えになる象徴のお務めを自らが行われることが困難になる場合、お務めを果たすことができないまま象徴の地位に留まることがお気持ちの上で御負担になることが想像され、これを軽くする方法としては、象徴の地位を皇嗣にお譲りいただくことが考えられる。</p> <p>（イ）御身体の面での「御負担」</p> <p>・御身体に対する御負担については、御年齢や御体調に応じてお務めを量的に減らし、お務めの時間が一定以内に収まるよう基準を設ける（例えば、御日程を調整されるに当たって、一日の行事实施の総時間や一週間の行事实施の総時間について一定の基準時間を超えるようであれば、行事の追加はなさらないように御相談申し上げる）ことが考えられるが、行事实施の時間のみでは計れない「象徴であること自体に伴うお務め（象徴として国民や社会の要請を的確に受け止めるために世の中の様々な動きを把握されること。象徴として常に国家の安寧と国民の幸福を祈られること。象徴としてなされる行事がその趣旨にふさわしい行事となるよう綿密な御準備をなさること等）」があると思われ、こうしたお務めによる御身体に対する御負担を軽くする方法としては、結局のところ、象徴の地位を皇嗣にお譲りいただくことが最も有効ではないかと考えられる。</p>

<p>問 4</p>	<p>天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第5条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。</p>	<p>摂政は国事行為を行う天皇の代行機関であるが、日本国及び日本国民統合の象徴は摂政設置後も天皇であって摂政は象徴ではない。</p> <p>i) 天皇に対する影響 御高齢による摂政設置は、天皇自らが国事行為をすることができる場合にも設置することになることも想定され、その場合は象徴である天皇に対して象徴としての大切なお務めをいわば禁ずることになり、失礼な対応になるのではないかと考える。 天皇が象徴としての地位にありながらそのお務めを象徴でない方に委ねることは、問3の(ア)で述べたお気持ち面での御負担を大きなものとし、御負担軽減とは逆になるおそれがあると考え。</p> <p>なお、摂政に就任した皇族は、天皇の国事行為を天皇の名で行うほか、象徴の立場で行うべき天皇の公的行為も摂政である皇族として行うことが想定され、さらに本来の御身位(皇太子の場合が多いと思われる)での皇族としての公的行為を行うこととなり、摂政の御負担が極めて大きくなることが予想される。</p> <p>ii) 国民に対する影響 御高齢による摂政設置は、制度上は象徴であるが象徴としての行為を行わない「天皇」と、制度上は象徴ではないが実質的には象徴が行う国事行為や公的行為を行う「摂政」とが併存することになり、しかも摂政の設置期間が天皇の御長寿により、御長寿自体はありがたいと望ましいことであるが、長期化すると、天皇と摂政のお二方(ふたかた)が象徴であるような姿になったり、あるいは天皇と摂政のいずれが日本国及び日本国民統合の象徴としてふさわしいのか、分かりにくい状態が長く続くことが懸念される。 このような状況になった場合、天皇、摂政と国民との関係が混乱し、場合によっては天皇の象徴性や権威も低下するなど象徴天皇制度の基本を損なうことになるおそれもあるのではないかとと思われる。 以上に鑑み、天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第5条に基づき、摂政を設置することについては不適切と考える。</p>
<p>問 5</p>	<p>天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第4条第2項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。</p>	<p>基本的には「摂政」設置と同様であり、御高齢となった天皇への御負担軽減方法としてはふさわしくないと考える。</p>

天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。

天皇が御高齢となられた場合において、天皇の御意思により譲位が可能になる仕組みを導入することは望ましいと考える。

すなわち譲位については（ア）上皇という御存在と天皇との関係、（イ）譲位の強制のおそれ、（ウ）恣意的な譲位への懸念、（エ）即位の拒否の自由につながり皇位の世襲原則が揺らぐのではないか、等の問題点が指摘されており、これらの懸念を回避する仕組みが必要。

（イ）譲位の強制のおそれについて

譲位は強制であってはならず、天皇の御意思を確認する仕組みとすることが必要。

譲位を制度化する場合は、天皇に譲位の御意思があることを要件とし、御意思の確認の手続き・方法を明確に定めることが必要。

今上陛下について譲位を可能にする特別措置法で対応する場合は、今上陛下に譲位の御意思がお有りであることを御表明いただく場を設けるか、あるいは内閣が今上陛下の譲位の御意思を確認し国会に報告するなどの手順を踏むことが必要。

この場合、特別措置法制定前に、皇室会議の議員と同様な議員で構成される会議を開催し、今上陛下の譲位及び譲位時期の御意思を確認の上、同会議から今上陛下の御意思を内閣に伝え、内閣が平成〇年〇月〇日に御譲位いただく旨の法案を提出し国会で定める方法と、特別措置法で今上陛下はその御意思により譲位することができる旨を定め、法律制定後然るべき時期に譲位の御意思と譲位の時期を御表明いただく等の方法が考えられる。

なお、譲位が強制とならないよう、憲法上も天皇の御意思に基づく譲位が可能であり（御意思のみではなく恣意的な譲位とならないよう他の要件も必要であるが）、譲位導入を検討する場合、その譲位は天皇の御意思と無関係な譲位（例えば強制退位、廃位）となるような仕組みとしないことを確認しておくことが必要である。

（ウ）恣意的な譲位への懸念について

天皇の御意思のみによる恣意的な譲位とならないよう、とりわけ譲位が政治的な影響を及ぼすことのないよう、譲位が可能となる他の客観的条件（御高齢、御健康状態など）を定め、また国民の賛同が得られることが確認できる仕組みとし、法令に則り一定の手順を踏んで譲位が実現できるようにすることが必要。

譲位を制度化する場合は、天皇の御意思に加えて客観的な譲位の要件を定め、手続き

（例えば、皇室会議の議決、国会の議決）を定めることが必要。

今上陛下について譲位を可能にする特別措置法で対応する場合は、今上陛下の譲位の御意思を確認の上、当該御意思をお持ちの今上陛下が、象徴としてこれまで長きにわたって「全身全霊」でその務めを果たしてこられたこと、また既に80歳を超え御高齢になっていらっしゃることを、国民も今上陛下の御意思による譲位に賛成であること、から恣意的な譲位でないことを、段取りを踏み確認することが必要。また、特別措置法に恣意的な譲位でないことが明らかであることを書き込むことも必要。

（エ）即位の拒否の自由につながり皇位の世襲原則が揺らぐのではないか

世襲制を揺るがすことがないかという点については、「譲位」と「皇位不就任」について片方を認めればもう片方も認めるべきというように、この二つを連動的・対称的なものとする必要はそもそもないことを理解した上で、譲位が可能になる条件をきちんと整理し、譲位の導入が皇位不就任に及ぶことのないような仕組みにすることが必要。

例えば天皇の御意思との関係でいえば、即位については現行制度を維持し天皇となる方の御意思とは関係なく即位いただき、譲位については天皇の御意思を前提としつつ、様々な条件を付加し恣意的な譲位とならないような仕組みを定めることが必要。

以上の条件を満たす仕組みとすることを前提として、天皇が御高齢となられた場合において、天皇の御意思により譲位が可能になる仕組みを象徴天皇制度に取り入れることは、下記の点から望ましいと考える。

i) 国民や社会の要請に応える象徴天皇制度の一層の安定化につながる

国民は、世論調査などによれば、天皇陛下の象徴としてのお務めのなさり方に共感し、また支持していると考えられ、こうした国民の支持する象徴のあり方を将来に向けて維持していくためには、象徴のお務めが困難になった場合、天皇の意思により自らのお務めを象徴の地位とともに皇嗣にお譲りになり即位された新天皇がその意思により国民が期待する象徴としてお務めをなさることを可能にすることが、望ましいこと。

すなわち、譲位を可能にすることにより、国民や社会の期待に応えるという象徴天皇のあり方を今後も維持・継続することが可能になり、象徴天皇制度がより安定する方向に向かうようになること。

ii) 高齢化問題への対応として必要であること

天皇が高齢となり健康面が必ずしも万全でない場合、そうした方に象徴の地位に留まりお務めをお願いし続けることが「人」を象徴とする象徴制度のあり方として問題がないとは言えず、むしろ、お気持ちにかなうのであれば譲位を可能にする仕組みを設けることが、制度を担う方の御負担を軽くし、象徴天皇制度の安定的継続に資することになると考えられること。

御高齢化が進むと崩御の御年齢が高くなることが想定され、御長寿自体は望ましく、願うべきことであるが、他方で御即位される方が、かなりの御高齢になることも予想され、お代替わりにより新たな御代が始まるとき、即位される天皇が相当御高齢である場合、新しい時代の象徴としてふさわしいのかなど、いろいろな受け止め方が出てくることも想定され、こうした懸念を避けるため、崩御に加え譲位を皇位継承原因とすることに意義があると考えられること。

問 7	<p>天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。</p>	<p>譲位の条件を一般化して法律に書き込み制度とすることについては、「天皇の御意思によること」は明確な要件であり譲位の要件として容易に規定できるが、「恣意的な退位を回避する」ことを譲位の要件として定めることについては、御年齢や御体調など客観的な条件をつけることで恣意性の回避は可能になるが、その書き方には工夫が必要であり、また手続きのあり方についても議論をすべきであり、検討に時間がかかることが懸念される。</p> <p>また、天皇が象徴として時代時代の国民や社会の要請にどのように応えていくべきかといった具体的な対応のあり方については、各代により天皇のお考えも異なり、また国民の期待するあり方も変わっていくことが考えられ、譲位という皇位継承のあり方についても、その時々天皇と国民の判断に委ね、あらかじめ制度化する必要はないとの考えもあり得る。</p> <p>したがって、まず特別措置法で今上陛下の譲位を可能にし、引き続き皇室典範の改正による譲位制度導入の是非を議論すればよいのではないかと考える。</p> <p>特別措置法による場合であっても恣意的な譲位とならないよう、個々具体の場合に天皇の御意見を確認し、また、天皇の御年齢、御体調といった客観的な状況や政治的影響の有無、国民の受け止め方などを確認の上、譲位の可否を判断し、特別措置法により対応することとすれば問題ない。</p>
問 8	<p>天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。</p>	<p>基本的なあり方として、象徴天皇制度の意義に沿ったあり方であるべきであり、憲法が定める天皇の象徴性を損なうことのないあり方であること、また天皇が象徴である背景には長い天皇の歴史があることに鑑み歴史・伝統を尊重したあり方であることが望ましいと考える。</p> <p>〔御身位〕</p> <p>譲位後の天皇は、下記の点から、皇室の構成員として、天皇皇族とは異なる新たな御身位とされることがふさわしいと考える。</p> <p>我が国の歴史上、譲位後の天皇は皇親（皇族）ではなく、太上天皇という御身位となることが原則であったこと。</p> <p>譲位後は、皇族が有する皇位継承資格（男子のみ）、摂政就任資格、皇室会議の皇族議員となる資格はお持ちにならないことがふさわしく、こうした資格を有する皇族とは性格を異にする点があること。</p> <p>なお、天皇や皇族とは異なる新たな御身位とされることは、皇室という憲法が定める特別なお立場の方々の中での御身位のあり方の問題であり、憲法上の問題はない。</p> <p>譲位後の天皇は、我が国の歴史に鑑み、「太上天皇（だいじょうてんのう。だじょうてんのう）」又は「上皇（じょうこう）」と称することがふさわしいと考える。なお、歴史の教科書等では「上皇」と記される例が多く、上皇の方が、一般的でありなじみやすいと思われる。</p> <p>宮中での公式のお立場は、天皇に次ぐことになるのではないかと考える。</p> <p>敬称は、そのお立場の点からも、歴史的観点からも、「陛下」がふさわしい。</p> <p>〔御活動〕</p> <p>象徴天皇制度において、上皇が天皇と相並び立つようなお立場になる御活動はふさわしくないと考える。ただ、基本的には、上皇の行為は、制度上象徴である天皇が象徴としての行為を天皇自ら行われている状況の下で、制度上象徴としての地位にないお立場で行われる行為であることから、摂政設置による場合のような「制度上の象徴（天皇）」と「象徴的行為を行う非象徴（摂政）」とが分離することによる権威の二分化のような混乱が生じるおそれはないと考える。（前記問6参照）</p> <p>皇室を構成される方として、上皇の御活動にも非政治性、非営利性が求められると考える。</p> <p>ただ、上記の制約はあるものの、そもそも、上皇となられる方がどのようにお振る舞いになるかは、御本人のお考えによるべきものであり、あらかじめ、私などがこのようにあるべきと申し上げることは事柄の性格上ふさわしくないと考える。</p> <p>行為分類論の観点から言えば、国事行為はなさらないが、上皇というお立場による公的な意義を有する行為はあると考える。（私的なお立場の行為があることは言うまでもない。）</p>